

浦安市特定建設工事共同企業体取扱（試行）要領

（目的）

第1条 この要領は、浦安市が発注する大型工事及び特殊工事の安定的施工を確保するとともに、建設業者の施工能力、経営力の向上及び受注機会の拡大を図るため、共同企業体方式で施工する場合の要領を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同企業体 浦安市が発注する特定の建設工事の施工を目的として結ばれ、当該工事の完了、引渡しにより解散する浦安市特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）をいう。
- (2) 関係所属長 当該建設工事を所掌する課長及び契約課長をいう。

（対象工事の種類及び規模）

第3条 企業体に発注することのできる工事（以下「対象工事」という。）は原則として次に掲げる工事であって、かつ、技術的難度の高いものとする。

- (1) 設計金額が10億円以上の建築工事
- (2) 設計金額が3億円以上の土木工事
- (3) 設計金額が2億円以上の設備工事

2 前項の規定にかかわらず、企業体による共同施工が適当であると市長が認めた場合は、対象工事とすることができる。

（構成員の要件）

第4条 企業体の構成員は、原則として次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 本市の建設工事に係る入札参加業者適格者名簿（以下「適格者名簿」という。）に登載され、かつ、対象工事の発注工種に係る業種の格付が最上位等級の者。ただし、経常建設工事共同企業体及び対象工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員は除く。
- (2) 対象工事の発注工種に係る建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者
- (3) 対象工事の発注工種に係る建設業の許可を受けてから5年以上の営業実績がある者
- (4) 対象工事と同種の工事を施工した実績がある者
- (5) 対象工事を管理し得る監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できる者

(構成員数)

第5条 企業体の構成員は、2社とする。ただし、設計金額が第3条第1項各号に掲げる金額の2倍程度以上の工事については、2社又は3社とする。

(結成方法)

第6条 企業体の結成方法は、自主結成とする。

(施工形態)

第7条 企業体の施工形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

(代表者)

第8条 企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、構成員のうち最大の施工能力を有する者とする。

(出資比率)

第9条 代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならない。

2 構成員のうち最小の出資者の出資比率は、当該企業体の構成員数に応じ次の割合以上でなければならないものとする。

構成員数	最小出資比率
2	30%
3	20%

(企業体についての審査)

第10条 対象工事を企業体に発注しようとするときは、次の事項について浦安市建設工事等指名業者選定等審査会(以下「審査会」という。)に諮り、審査を受けるものとする。

- (1) 企業体による発注の適否
- (2) 構成員数
- (3) 入札参加資格に係る要件

(入札参加申請書)

第11条 市長は、企業体に対象工事を発注しようとするときは、浦安市建設工事に係る一般競争入札の実施要領の規定に基づき、あらかじめ次に掲げる事項を公告又は公表するものとする。ただし、随意契約により発注する場合はこの限りでない。

- (1) 企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事概要
- (4) 入札参加申請の受付期間及び受付場所
- (5) 企業体の構成員数、組合せ、出資比率及び構成員の技術的要件等
- (6) その他必要と認められる事項

2 前項の規定により公告又は公表された工事に参加しようとする企業体は、公告日又は公表日から起算して原則として14日以内に特定建設工事共同企業

体参加申請書（様式第1号）に特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）、委任状（様式第3号）、使用印鑑届（様式第4号）を添えて、市長に資格審査の申請をするものとする。

- 3 随意契約により工事を受注しようとする企業体は、前項に規定する特定建設工事共同企業体協定書、使用印鑑届を契約締結前に市長に提出しなければならない。

（入札参加資格の審査）

第12条 市長は、前条第2項の申請があったときは、入札に参加させる企業体の適格、不適格を決定する。

（有効期間）

第13条 企業体の有効期間は、入札等の結果市が契約を締結した企業体（以下「契約企業体」という。）を除き、当該契約が締結された日（浦安市議会の議決を得た日）をもって終了するものとする。

（運営委員会編成表の提出）

第14条 契約企業体の代表者は、契約を締結した日から7日以内に共同企業体編成表（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（施工の確保）

第15条 関係所属長は、契約企業体から提出された協定書及び共同企業体編成表に基づき、構成員による共同施工が適切に行われているかどうか、随時調査を行うものとする。

- 2 前項の場合において、施工が適切に行われていないと認められるときは、速やかに是正するよう指示をするものとする。
- 3 関係所属長は、契約企業体が前項の指示に従わないときは、その旨を市長に報告するものとする。
- 4 市長は、前項の報告を受けたときは、工事の中止、契約の解除等必要な手続きを行うものとする。

附 則

この要領は、平成13年12月17日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(様式第1号)

特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

年 月 日

浦安市長様

共同企業体の名称 _____ 特定建設工事共同企業体

構成員 住 所 _____ (代表者)
(代表者) 商号又は名称
代表者職氏名 _____ 印

構成員 住 所 _____
商号又は名称
代表者職氏名 _____ 印

このたび、下記工事の共同請負による競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、共同企業体協定書を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

1 工事名 _____

2 工事場所 _____

3 入札参加資格審査申請書記載責任者・連絡者氏名 _____

会社名 _____ 電話番号 () _____

F A X () _____

(様式第2号)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 浦安市発注に係る _____ 工事
(当該工事内容の変更を伴う工事を含む。以下「建設工事」という。)の請負
(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 _____ 特定建設工事共同企業体 (以下「当企業体」という。)と称する。

第3条 当企業体は、事務所を _____ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日に成立し、建設工事の完成後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る契約が締結された日 (浦安市議会の議決を得た日) に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 _____

名 称 _____

住 所 _____

名 称 _____

(代表者の名称)

第6条 当企業体は _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当該工事の入札、建設工事の施工に関し発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義もって当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

名 称 _____ %

名 称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は _____ 銀行 _____ 支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、当該工事の完成時に決算を行うものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益金を生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合は、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、第三者に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、第8条に規定する脱退構成員の出資の割合からすでに出資した割合を除いた割合を各残存構成員の出資の割合で案分し、各残存構成員の第8条に規定する出資の割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算時に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合は、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益金を生じた場合にあっては、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の事実上の倒産に対する措置)

第17条 構成員のいずれかが工事途中において事実上倒産し、かつ、その代表者が所在不明となった後14日間経過したときは、当該構成員は、当企業体を脱退したものとみなす。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第19条 当企業体が解散した後においても当該工事につきかしがあったときは各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

構成員である _____ 他 _____ は
上記のとおり _____ 特定建設工事共同企業体に関する協定を締結したのでその証として本書 通を作成し、各構成員が記名押印し、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

住 所
構 成 員
(代表者) 名 称 印

住 所
構 成 員
名 称 印

(様式 4 号)

特定建設工事共同企業体使用印鑑届

年 月 日

浦安市長様

使用印



上記の印鑑を _____ 特定建設工事共同企業体の代表者の
印鑑として使用いたしたく、お届けします。

住 所 _____

共同企業体の名称 _____ 特定建設工事共同企業体
(工事名 _____)

構 成 員 住 所
(代表者) 名 称 印

構 成 員 住 所
名 称 印

(様式第5号)

共同企業体編成表

工事 共同企業体運営員会		委員長 委員	
所長 ()			
工務長 ()		事務長 ()	
工務主任 (班長) Tel		事務主任 (班長) Tel	
氏名	会社名	氏名	会社名
工務係 Tel		工務係 Tel	
氏名	会社名	氏名	会社名